

返戻金制度について

当社は、紹介した方が早期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。

返戻条件等の証左については、人材紹介申込書または人材紹介契約書の該当条項をご確認下さい。

第9条（返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

（中途採用の場合）

入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 10%

（新卒採用の場合）

入社を辞退した場合：本件報酬の 100%

許可番号 : 27-ユ-302776

事業者の名称：ブリッジ・ジャパン株式会社

事業者の住所：大阪市中央区西心斎橋 2-2-3 EDGE 心斎橋 5F